

相 談

障害年金を受給できるか

〔相談要旨〕

私の子は病気によって障害が残りましたが、障害年金を受給できますか。

回 答

相談を受けた行政相談委員は、次のように相談者に説明しました。

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代も含めて受け取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

障害基礎年金は、国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、若しくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やけがで、障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるとき、支給されます。

障害厚生年金は、厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで、障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったとき、障害基礎年金に上乗せして支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

これらの障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

【一口メモ】

障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

受給要件、年金額、請求方法など制度の詳細は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/index.html>）をご確認ください。